## 一般社団法人 日本腎臓学会 褒賞規定

- 1. 一般社団法人日本腎臓学会褒賞は、定款第5条第1項第4号に基づき理事会において決定し、総会に報告して授与するものである。
- 2. 一般社団法人日本腎臓学会褒賞は、大島賞、上田賞、Clinical Scientist Award (CSA)、Young Investigator Award (YIA)、優秀若手基礎研究者賞、優秀論文賞、ベストサイテーション賞及びベストレビューアー賞とし、大島賞、上田賞、CSA、YIA は学会あり方委員会(褒賞選考部会)、優秀若手基礎研究者賞は学会あり方委員会(褒賞選考部会)及び事前に褒賞選考部会委員長が指名した者、優秀論文賞、ベストサイテーション賞、ベストレビューアー賞は編集委員会が選考を行う。
- **3**. 優秀論文賞,ベストレビューアー賞を除く上記の賞を一度受賞した者は、再度同じ賞に応募することはできない。
- 4. 各賞の選考方法は別途内規に定める。
- 5. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### 大島賞選考内規

- 1. 大島賞は、本会会員で腎臓学の進歩に寄与する顕著な研究を発表し、将来更に発展の期待される研究者 に対し授与する。
- 大島賞の授与は毎年度2名以内とし、各々に賞状及び副賞を贈る。
- 3. 大島賞の候補者は、申請締切日において満42歳以下とする。
- 4. 大島賞受賞者の選考は、次の通りとする。
  - (1) 褒賞選考部会長は、毎年6月末日までに大島賞受賞候補者の募集を日本腎臓学会ホームページに 公示し、評議員から候補者の推薦を求める。推薦の締切は8月末日とする。
  - (2) 受賞候補者の推薦に際しては、推薦人の推薦書及び推薦理由書(1000 字)に添えて、候補者の履歴書・研究業績目録と主たる論文 3 編(国内外の雑誌に peer review を経て受理(accept)されたもの)の別刷各 10 部を委員長に提出する。
  - (3) 褒賞選考部会長は、原則として10月末日までに選考の経過並びに結果について理事長に報告する。
- 5. 腎臓学の進歩,あるいは本会の発展に著しく寄与した研究を発表した満42歳以下の研究者に対しては, 前条の規定に関わらず受賞候補者として理事会が選考して,大島賞を授与することができる。
- 6. 大島賞受賞者は、学術総会においてその業績について受賞講演を行い、原則として次年度内に日本腎臓 学会英文誌へ受賞業績に関する総説を発表するものとする。
- 7. 褒賞選考部会委員は5名以上9名以内とし、理事長が委嘱する。本部会は理事長の諮問に応じ受賞者の 選考を行う。委員は理事及び評議員から選出し任期は2年とする。但し、毎年評議員から選出の委員の半 数は交代するものとする。
- 8. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### 上田賞選考内規

- 1. 上田賞は、本学会の発展に多大な貢献をした日本腎臓学会会員に賞状と副賞を授与する。
- 2. 本賞の対象となるのは以下の項目を満たすものとする。
  - (1) 本会の名誉会員であること
  - (2) 学術、社会貢献、次世代の育成など、本会の発展のため余人をもって代え難い特筆すべき貢献を 里たしたこと
- 3. 本学会理事の推薦によるものとし、学会あり方委員会で審議のうえ理事会に推挙する。
- 4. 選考は理事会において行い、毎年若干名を顕彰する。
- 5. 顕彰は本会学術集会において執り行う。
- 6. 本賞に要する経費は、上田泰先生の寄付金及び本賞に賛同するその他の寄付金によるものとする。

7. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### Clinical Scientist Award (CSA) 選考内規

- 1. CSA は、本会会員で腎臓学の進歩に寄与する顕著な臨床研究を推進し、発表した者に対し授与する。
- 2. ここで言う臨床研究とは、人(試料・情報を含む。)を対象として、疾病の成因、病態の理解、疾病の予防方法、医療における診断方法、治療方法の改善又は有効性について科学的に検証した研究を包括する。
- 3. CSA の候補者は、申請締切日において満 45 歳以下とする。
- 4. CSA の授与は毎年度 2 名以内とし、賞状及び副賞を贈る。
- 5. CSA 受賞者の選考は、次の通りとする。
  - (1) 褒賞選考部会長は、毎年6月末日までに CSA 受賞候補者の募集を日本腎臓学会ホームページに公示し、評議員から候補者の推薦を求める。推薦の締め切りは、8月末とする。なお臨床研究でも大島賞は応募できるが、CSA と大島賞との同時応募は認めない。但し、異なった年度であれば、本業績を以て大島賞への応募は妨げない。なお、過去に大島賞を受賞した者で CSA に応募する場合、大島賞に応募した際の主たる論文は除く業績で応募しなくてはならない。
  - (2) 受賞候補者の推薦に際しては、推薦人の推薦書及び推薦理由(1000字)に添えて候補者の履歴書・研究業績目録と主たる論文3編(国内外の雑誌に peer review を経て受理(accept)されたもの)の別冊各10部を委員長に提出する。
  - (3) 褒賞選考部会長は、原則として10月末日までに選考の経過と結果について理事長及びあり方委員会に報告する。
- 6. CSA 受賞者は、学術総会においてその業績についての受賞講演を行い、原則として次年度内に日本腎臓 学会英文誌へ受賞業績に関する総説を発表するものとする。
- 7. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### Young Investigator Award (YIA) 選考内規

- 1. YIA は、本会会員で腎臓学に関する筆頭論文が応募締切日前年の1月1日~12月31日に国内外の雑誌に peer review を経て受理 (accept) され、将来さらに発展の期待される研究者に対し授与する。
- 2. YIA の授与は毎年3名程度とし、各々に賞状及び副賞を贈る。
- 3. YIA の候補者は、申請締切日において満37歳以下とする。過去に本賞を受賞した者は応募資格を有しない。過去に優秀若手基礎研究者賞を受賞した者の応募は認めるが、同年度の本賞と優秀若手基礎研究者賞との同時応募は認めない。
- 4. YIA 受賞者の選考は、次の通りとする。
  - (1) 褒賞選考部会は、毎年12月1日までにYIA 候補者の募集を日本腎臓学会ホームページに公示し、 評議員から候補者の推薦を求める。また自薦でも応募を認める。どの場合でも締め切りは翌年の1 月15日とする。
  - (2) 受賞候補者の応募に際しては、候補となる筆頭論文一編と候補者の履歴書・研究業績目録を褒賞 選考部会に提出する。
  - (3) 褒賞選考部会は、原則として推薦締め切り年度3月末日までに選考の経過と結果について理事長 及びあり方委員会に報告する。
- 5. YIA 受賞者には、日本腎臓学会学術総会において賞を授与し、受賞内容に関する講演を行う。さらに、 学術総会抄録号に抄録を発表するものとする。
- 6. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### 優秀若手基礎研究者嘗選考内規

- 1. 優秀若手基礎研究者賞は、本会会員が国内で行った腎臓学に関する研究で、日本腎臓学会学術総会で発表され、将来さらに発展の期待される研究者に対し授与する。
- 優秀若手基礎研究者賞の授与は原則として毎年3名とし、各々に賞状及び副賞を贈る。
- **3**. 優秀若手基礎研究者賞の候補者は、応募時点において大学院生とする。過去に本賞並びに YIA を受賞した者は応募資格を有しない。また、同年度の YIA との同時応募も認めない。
- 4. 優秀若手基礎研究者賞受賞者の選考は、次の通りとする。
  - (1) 受賞候補者の応募は、年次学術総会の一般演題登録時に、「優秀若手基礎研究者賞」に 応募する 意思表示を行い、本賞選考用の抄録を別途提出する。内容は、国内で行われた腎臓学に関する基礎 研究で、応募時点において論文投稿されていない研究内容であること。
  - (2) 選考用抄録は、研究題名、演者名、所属施設名並びに応募者の本研究における役割等を記載し、 抄録本文(日本語 2,000 字以内、図表は 1 つにつき 200 字減とし、2 つまでとする。英文 1,200words 以内、図表は 1 つにつき 120words 減とし、2 つまでとする。)には研究内容の新規性、独創性、発展 性を明示すること。また、応募演題が主として応募者により実施されたものであることを証明する 研究指導者の署名・捺印、及び日付を付記する。
  - (3) 第一次選考は、褒賞選考部会及び褒賞選考部会委員長より指名された者が、上記選考用抄録を用いて行う。上位 15 名程度を原則として当該前年度 1 月末日までに選考する。
  - (4) 第二次選考で選考された者は、原則として当該前年度の2月に実施される学術集会において口頭発表を実施する。選考は、褒賞選考部会及び褒賞選考部会委員長より指名された者が行い、原則として上位5件程度を選考する。
  - (5) 最終選考は、日本腎臓学会学術総会にて行う。選考は、褒賞選考部会及び褒賞選考部会委員長より指名された者が行い、原則として優秀若手基礎研究者賞受賞者3名を選考する。
  - (6) 褒賞選考部会委員長は、選考の経過と結果について理事長及びあり方委員会に報告することとし、最終選考結果は、理事会の承認を得たものとみなす。
- 5 優秀若手基礎研究者賞受賞者には、日本腎臓学会学術総会において賞を授与する。
- 6. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### 優秀論文賞選考内規

- 1. 優秀論文賞は、本会会員が細則第7章の学会誌(JJN、CEN 及び Case Reports)で発表した論文の中から、腎臓学の進歩または学会誌の質的向上に寄与する優秀な内容のものに対して賞状と副賞を授与する。
- 2. 優秀論文賞授与は原則として毎年3編以内とし,原著論文2編,症例報告1編に各々賞状と副賞を贈る。
- 3. ①腎臓学会主導の研究,②公的資金の研究班組織として行われた研究③特定企業から提供を受けたデータの二次利用研究等は対象から除外する。
- 4. 編集委員会において選考を行い、その経過並びに結果について3月末日までに理事長へ報告する。
- 5. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### ベストサイテーション賞選考内規

- 1. ベストサイテーション賞は、CEN 掲載論文のうち Science Citation Index Expanded (SCID) 収載誌に、 当該年に最も多く引用された論文 2 編に 賞状と副賞を贈る。
- 2. 同一論文は複数回の授与はできないこととし、同一論文が対象の場合は順次引用の多い論文に授与する。
- 3. ①腎臓学会主導の研究,②公的資金の研究班組織として行われた研究③特定企業から提供を受けたデータの二次利用研究等は対象から除外する。
- 4. 編集委員会において選考を行い、その経過並びに結果について3月末日までに理事長へ報告する。
- **5**. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。 以下を追記する

# ベストレビューアー賞選考内規

- 1. ベストレビューアー賞は、CEN 及び Case Reports への投稿論文査読審査において、当該年に最も多く査読を行った者、各 1 名に賞状と副賞を贈る。
- 2. 編集委員会において選考を行い、その経過並びに結果について3月末日までに理事長へ報告する。
- 3. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。